

## 一般競争入札 入札説明書

2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会

中之島通等における街路灯の屋外広告物製作及び掲出等業務に係る一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、この「一般競争入札 入札説明書」（以下「入札説明書」という。）のほか、「入札公告」及び「一般競争入札心得」（以下、「入札心得」という。）の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他の契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

## 目次

- 1 入札公告等の交付
- 2 予定価格等の公表
- 3 連絡事項の確認
- 4 入札参加資格
- 5 入札参加申請手続き
- 6 入札参加資格審査結果の通知
- 7 入札公告等に対する質問及び回答
- 8 入札
- 9 再度の入札
- 10 入札参加の辞退
- 11 入札執行の保留、延期又は取止め
- 12 公正入札調査の実施
- 13 入札保証金
- 14 事後審査
- 15 入札書の無効
- 16 落札者の決定方法
- 17 契約手続等
- 18 実施上の留意事項

## 1 入札公告等の交付

「入札公告」、「入札説明書」及び「仕様書」など、入札に参加するために必要となる資料（以下「入札公告等」という。）を、入札参加希望者に対し、交付する。

## (1) 入札公告等の交付

## ア 交付日

「入札公告」中「2 入札日程等」による。

## イ 交付方法

2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会ホームページ（以下「協議会ホ

ームページ」という。)に掲載し、交付する。

<協議会ホームページ>

<https://www.g7osaka-sakai2023.pref.osaka.jp>

(2) 交付する入札公告等の内容

「入札公告」中「4 交付書類一覧」に示す。

## 2 予定価格等の公表

予定価格（最低制限価格制度を採用する入札については「最低制限価格」）は、落札決定後に公表する。

## 3 連絡事項の確認

本入札の保留、延期、取止め若しくは本入札に関する重要事項等を連絡する場合がありますので、協議会ホームページを定期的に閲覧し、内容を確認すること。

なお、内容を確認しなかったことにより入札参加者が被る損失について、協議会は一切の責めを負わない。

## 4 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- (1) 「入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。
- (2) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者または申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (9) 「入札公告」の広告の日から開札の日までの期間において、次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
  - イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61条）（以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者（(3)キに掲げる者を除く。）、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（(3)キに掲げる者を除く。）又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者（(3)キに掲げる者を除く。）
  - エ 大阪府及び協議会との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者

## 5 入札参加申請手続き

入札参加希望者は、次のとおり一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出（以下「入札参加申請」という。）し、協議会の確認を受けなければならない。

入札公告に示す申請期間中に入札参加申請を行わない者及び協議会の入札参加資格審査の結果、参加資格がないとされた者は、当該入札に参加することができない。

### ア 申請期間

「入札公告」中「2 入札日程等」に示す。

### イ 申請方法

(ア) 下記場所あて持参又は郵送により申請する。電送による申請は認めない。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館5階

2023年G7貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会事務局 総務・企画担当課

(イ) 提出を求める書類

「入札公告」中「5 提出書類一覧」に示すもの。なお、提出した書類は返却しない。

## 6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果は、郵送により通知する。なお、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、協議会が別に定める期限以内に、協議会に対して、入札参加資格がない旨の理由の説明を求めることができる。

## 7 入札公告等に対する質問及び回答

### (1) 質問期間及び回答予定日時

「入札公告」中「2 入札日程等」に示す。

## (2) 質問方法

交付する「入札公告等」の中にある質問書に質問事項を記載のうえ、下記あて送信すること。

(送信先) [boukaikyo@city.sakai.lg.jp](mailto:boukaikyo@city.sakai.lg.jp)

※件名に「中之島通等における街路灯の屋外広告物製作及び掲出等業務委託についての質問」と記載して送付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによるお問合せはご遠慮ください。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時(9月11日は午後3時)まで(ただし、正午から午後1時を除く))

## (3) 回答方法

協議会ホームページに令和5年9月12日(火)午後3時までに掲載し、個別には回答しません。ただし、質問がない場合は掲載しません。

## 8 入札

### (1) 入札の日時及び場所

「入札公告」中「2 入札日程等」による。

### (2) 留意事項

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札参加者は、別紙「一般競争入札心得」を遵守の上、「入札書」により入札を行うこと。

ウ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの「委任状」を持参し、提出すること。

エ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)を日本円で入札書に記載すること。

## 9 再度の入札

開札をした結果、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は2回以内とする。なお、入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者、入札心得第11条の規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

## 10 入札参加の辞退

(1) 入札参加者は、6により入札参加資格の結果通知を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札後の提出後は、辞退することができない。

(2) 入札参加を辞退するときは、「入札参加辞退届」(以下「辞退届」という。)を提出しなければならない。

(3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

(4) 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。

- (5) 入札参加を辞退した者は、入札参加申請の期間中であっても、当該入札に再度参加することができない。

## 11 入札執行の保留、延期または取止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め（以下、「保留等」という。）する場合がある。

なお、保留等により入札参加者が被った損失について、協議会は一切の責めを負わない。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (3) その他、協議会がやむを得ない事由により入札執行を保留すべきと判断したとき。

## 12 公正調査の実施

11(2)により入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

## 13 入札保証金

入札心得第5条の規定による。

## 14 事後審査

開札の結果、落札者の決定を保留した上で、予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上で予定価格の制限の範囲内）で最低の価格を提示した者を落札候補者とし、落札候補者について、入札参加資格を審査（以下、「事後審査」という。）する。事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の提出した入札書は、無効とする。

### (1) 事後審査の内容

開札日における落札候補者の「4 入札参加資格」に示す各項目について審査する。

### (2) 事後審査の手順

ア 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けたときは、最低制限価格以上で予定価格の制限の範囲内）で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とし、落札候補者についてのみ、開札後、実施する。

イ 落札候補者が2者以上ある場合は、入札心得第13条により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。なお、入札心得第13条に定めるくじの方法は、別紙による。

ウ 事後審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと判断したときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、事後審査を行う。

なお、次順位者が2者以上あるときは、イと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

エ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位以降の者の事後審査を行わない。

### (3) 事後審査の結果通知

事後審査の結果については、事後審査結果通知書により通知するものとする。なお、事後審査で、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、協議会が別に定める期限以内に、協議会に対して、入札参加資格がない旨の理由の説明を求めることができる。

## 15 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、協議会により入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取消す。

## 16 落札者の決定方法

入札心得第13条の規定による。

なお、落札者は、開札後、事後審査を行った後決定するため、落札者の決定までに日時を要する。

## 17 契約手続等

### (1) 契約書

契約書を作成する。落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内に協議会に提出しなければならない。ただし、協議会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

落札者が期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い、協議会は契約を締結しないことがある。

### (2) 誓約書

落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を、落札決定後速やかに「入札公告」に示す提出先へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提出しない場合は、協議会は契約を締結しない。また、誓約書を提出しない入札参加資格者に対し、入札参加停止等の措置を行う。

### (3) 契約保証金

入札心得第15条の規定による。

### (4) 落札決定の日から契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者とは契約せず、イ又はウのいずれかに該当した者とは契約を締結しないことがある。

ア 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外措置を受けている場合、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する場合

ウ 大阪府又は協議会との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けた場合

### (5) (1)後段及び(4)の規定により協議会が契約を締結しないときは、落札者は入札心得第5条に定める違約金を協議会に支払わなければならない。この場合、協議会は一切責めを負わない。

## 18 実施上の留意事項

- (1) 入札に参加するための費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 入札参加申請の書類等に虚偽の記載をした者には、入札参加停止の措置を行うことがある。  
また、入札参加申請の書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (3) 入札書の提出者がいない場合は、入札執行を取止める。

【別紙：くじの方法について】

入札金額が同額の場合は、下記の抽選方法（公開抽選）により事後審査等の順位を決定する。  
なお、後記において、「抽選人」とは当該入札をした者とし、「立会人」とは入札に立会う入札担当者以外の協議会職員とする。また、「業者番号」とは、入札金額が同額の業者を株式会社等の表記以外の社名により 50 音順（昇順：あ→ん、社名がアルファベットの 경우도 ひらがな表記を採用）に並べた順番により決定する番号とする。

抽選手順：下記の「抽選 1」「抽選 2」の順番に行う。

---

抽選 1. <予備抽選>

- ① 入札担当者は、入札金額が同額の業者数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。なお、中に入る紙にはそれぞれ異なる数字が書かれているものとする。
- ② 抽選人は、業者番号（昇順）の順番に、抽選箱から紙を取出し立会人に手交する。
- ③ 立会人は、抽選人から手交された紙に記載している数字を読み上げる。
- ④ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 A【抽選 1：予備抽選用】」に記録する。
- ⑤ 入札担当者は、各業者の本抽選における順番を読み上げる。  
なお、本抽選の順番は、予備抽選において出た紙の数字の順番（昇順）とする。

抽選 2. <本抽選>

- ① 入札担当者は、抽選 1 が終了後、再度、入札金額が同額の業者数と同数の数字が記入された紙を入れた抽選箱を用意する。
- ② 抽選人は、予備抽選で決定した順番（昇順）に、抽選箱から紙を取出して立会人に手交する。
- ③ 立会人は、抽選人から手交された紙に記載された数字を読み上げる。
- ④ 入札担当者は、上記②において抽選人が読み上げた数字を「抽選結果記録用紙 B【抽選 2：本抽選用】」に記録する。
- ⑤ 入札担当者は、落札候補者の事後審査等の順位を発表する。  
なお、本抽選において出た紙の数字の順番（昇順）に、落札候補者の事後審査等の順位を決定する。

■注意事項

- ・最低入札金額にかかわらず、同額の入札金額があった場合は、同様の抽選方法により事後審査等の順位を決定する。
- ・事後審査等の順位で最高位の者について事後審査等を行い、審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、次順位者について事後審査等を行う。

■抽選結果記録用紙

- ・抽選結果記録用紙は、以下の様式のものとしします。
- ・抽選結果記録用紙 B への記入が終了後、入札担当者は「立会人」と共に抽選結果記録用紙 A と照合し、抽選結果を発表します。



(抽選 1 の抽選結果記録用紙)

抽選結果記録用紙 A (予備抽選)

入札案件名：中之島通等における街路灯の屋外広告物製作及び掲出等業務委託

立会人： \_\_\_\_\_ 印

紙に記載された数字の小さい順に、本抽選の順番を決定する。

会社名	紙に記載された数字	本抽選順位

抽選結果記録用紙 B (本抽選)

入札案件名：中之島通等における街路灯の屋外広告物製作及び掲出等業務委託

立会人： \_\_\_\_\_ 印

紙に記載された数字の小さい順に、落札予定者順位を決定する。

会社名	紙に記載された数字	落札予定者順位